

各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱

(平成21年3月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑化を推進し、緑豊かな各務原市を創出するため、市内の私有建築物の壁面を緑化しようとする者に対し、市が予算の範囲内で各務原市壁面緑化に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、市内の私有建築物の壁面（専用フェンス等の補助資材を含む。以下同じ。）を、ツル性植物等により通年緑化する事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 緑化面積が10平方メートル以上であること。
- (2) 緑化する壁面の延長1メートル当たり4本以上のツル性植物等を植栽すること。
- (3) 緑化する壁面の全体が公道から視認できること。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、建築物の所有者及び当該所有者の同意を得て壁面の緑化を行う者で、各務原市税を滞納していないものとする。ただし、当該建築物を販売する者（販売予定者を含む。）を除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、植栽物、客土（基盤材を含む。）及び専用フェンス等の補助資材に係る経費並びにこれらの設置に係る工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定により行う植栽に係る経費は、補助対象経費に含めないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

- (1) 補助対象経費の総額
- (2) 緑化する壁面の延長に、1メートル当たり1,800円を乗じて得た額（専用フェンス等の補助資材の設置を行う場合にあっては、当該額に、当該補助資材が

設置される面積に1平方メートル当たり1万1,000円を乗じて得た額を加算した額)

- 2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各務原市壁面緑化に関する補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、工事予定日の14日前までに、市長へ提出するものとする。ただし、第5号の書類については、同意により市が公簿等において所有者が確認できる場合は、省略することができる。

- (1) 工事前の写真
- (2) 事業計画書
- (3) 位置図
- (4) 工事の見積書
- (5) 建物の所有者が確認できる書類
- (6) 所有者以外の者が申請者である場合にあっては、所有者の同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 同一の申請場所又は同一の申請者による補助金の交付申請は、一の年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、各務原市壁面緑化に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに工事を完了し、完了後1月以内に、各務原市壁面緑化に関する補助事業実施報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の写真
- (2) 工事の領収書その他の支払いを証する書類及び工事費の内訳書

(努力義務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、都市緑化の目的を遂行するため、補助事業の完了した日から1年以内に補助の対象となった植栽物が枯れた場合は、同等以上の植

栽物を植栽するよう努めるものとする。

（財産処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る植栽物、設置した補助資材等の財産を、市長の承認を受けないで、補助事業の完了した日以後5年を経過する日まで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助金の交付を受けた者が前項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し財産処分審査結果通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の承認をしたときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

（手続の統合及び省略）

第11条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの補助金の交付の決定を受けた者については、第10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和4年3月31日決裁）抄

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、様式第2号から様式第4号までの改正規定は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に各務原市壁面緑化に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請を行う者について適用し、同日前に補助金の交付の申請を行った者については、なお従前の例による。

（宛先）各務原市長

〒
住 所
申請者 氏 名
電 話

各務原市壁面緑化に関する補助金交付申請書

各務原市壁面緑化に関する補助金の交付を受けたいので、各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、各務原市税の納税状況及び建築物の所有者の確認のため、関係公簿等を閲覧することに同意します。

記

1 所在地 各務原市

2 申請内容

補助対象経費（消費税込み） （緑化面積は 1 0 m ² 以上であること。）	① 円		
標準事業費の合計	② 円		
項目	数量	標準単価	標準事業費
ツル性植物等設置の延長 （4 本／m 以上であること。）	m	1, 8 0 0 円／m	円
フェンス等の設置面積 （フェンス等を設置する場合） （1 0 m ² 以上であること。）	m ²	1 万 1, 0 0 0 円 ／m ²	円
①と②のいずれか少ない方の額の 2 分の 1 の額（1 0 0 円未満切捨て）		③ 円	

3 補助金交付申請額

③の額又は 3 0 万円のいずれか 少ない方の額（補助上限 3 0 万円）	円
--	---

4 補助事業の完了予定日 年 月 日

5 関係書類

- （1）位置図
- （2）事業計画書（平面図、断面図、完成予想図等、内容が分かるもの）
- （3）着工前の写真
- （4）工事の見積書
- （5）建築物の所有者が確認できる書類（必要な場合のみ）
- （6）所有者の同意書（必要な場合のみ）

様式第 2 号(第 7 条関係)

各務原市壁面緑化に関する補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市壁面緑化に関する補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	各務原市壁面緑化補助事業
補 助 事 業 の 目 的	都市緑化を推進し、緑豊かな各務原市を創出するため、市内の建築物の壁面を緑化すること。
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	1 この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。 2 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。 3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 4 事業が完了したときは、各務原市壁面緑化補助事業実施報告書兼請求書（様式第 3 号）を提出すること。 5 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度以後 5 年間保存すること。 6 取得財産は、補助事業が完了した日以後 5 年を経過する日まで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。期間内に取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第 4 号）を市長に提出すること。 7 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
備 考	1 都市緑化の目的を遂行するため、補助事業完了後 1 年以内に補助の対象となった植栽物が枯れた場合は、同等以上の植栽物を植栽すること。 2 補助金の額に変更がない場合は、各務原市壁面緑化補助事業実施報告書兼請求書の提出があった後に、上記の交付決定額を確定額とみなすものとする。

年 月 日

（宛先）各務原市長

補助事業者 住 所
氏 名各務原市壁面緑化補助事業
実施報告書兼請求書

各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱第8条の規定により補助事業の実施の結果を報告し、併せて補助金の交付を請求します。

記

1 補助事業名 各務原市壁面緑化補助事業

2 補助事業の目的及び内容

3 計画の実施状況

4 補助事業の効果

5 補助事業の着手及び完了日

着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

6 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
各務原市補助金	円		円
計		計	
収入支出差引額		円	

7 補助金の請求金額等

請求金額	円
交付決定 年月日等	第 年 月 日 号
交付決定額	円

8 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

年 月 日

（宛先）各務原市長

〒
住 所
氏 名
電 話

財産処分申請書

各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱第10条第2項の規定により、財産処分を行いたいので申請します。

記

1. 交付決定年月日等
第 年 月 日 号
2. 補助事業の完了日
年 月 日
3. 処分内容（内容が分かる書類等を添付してください。）
4. 処分しようとする理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

様

各務原市長

財産処分審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分申請については、各務原市壁面緑化に関する補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果

☐承認する。

☐承認しない。

2. 理由（承認しない場合のみ）

3. 補助金の返還について

☐ 返還を要する。 （ 全部 ・ 一部 ）

*返還を要する場合は、別途指示します。

☐ 返還を要しない。